

# 第2次入間市立図書館基本計画

(平成29年度～平成33年度)

『新たな英知の創造を！』

『くらしに役立ち学びを支える図書館づくりを目指して』



入間市教育委員会

## 目次

1	計画策定の目的	1
2	入間市立図書館の基本理念	3
3	入間市立図書館の任務	3
4	基本方針	3
5	第2次基本計画期間の課題	4
6	重点的な取り組み	5
7	サービス計画	6
8	施設整備計画	9
9	運営計画	9
10	計画の実現に向けて	12
	<注釈>	13
11	5か年の目標値	15

## 1 計画策定の目的

### <背景>

平成24年度からの第1次図書館基本計画の期間は、入間市立図書館の大転換が見られた5年間と言えます。

図書館運営においては、本館の平日開館時間が午前9時、閉館時間が午後8時、さらに、学習や研究をする市民のために閲覧席開放を事業化し、高校生や大学生の利用者拡充へとつなげることができました。

また、図書館を取り巻く社会の変化や行財政改革が進む中で、他の施設と同様に図書館も窓口業務の委託化の検討がスピード感を持って行われ、開館時間延長によるサービスの地域間格差是正の観点から、1年度前倒しで、平成28年度から分館3館の運営を指定管理者に委ねることになりました。

未だ日本経済の立て直しは道半ば、速やかな景気回復は望めない状況下、日本の少子高齢社会の進行は益々急速化しているのが現状です。入間市も全く同様な状況であり、今後の図書館は、社会教育施設としての役割を果たすだけでなく、入間市の未来を担う子どもたちを行政と地域が一体となって育む体制づくりを目指す際の中心施設の一つとして十分な機能を果たさなければならないものとなってきています。

加えて、市民の高齢化に対応するために、図書館をはじめとして、公共施設は市民の居場所として、長く快適に滞在できる施設づくりを具体化する等、市民要望に答えていくことも重要な役割となっていくものと考えられます。

### <目的>

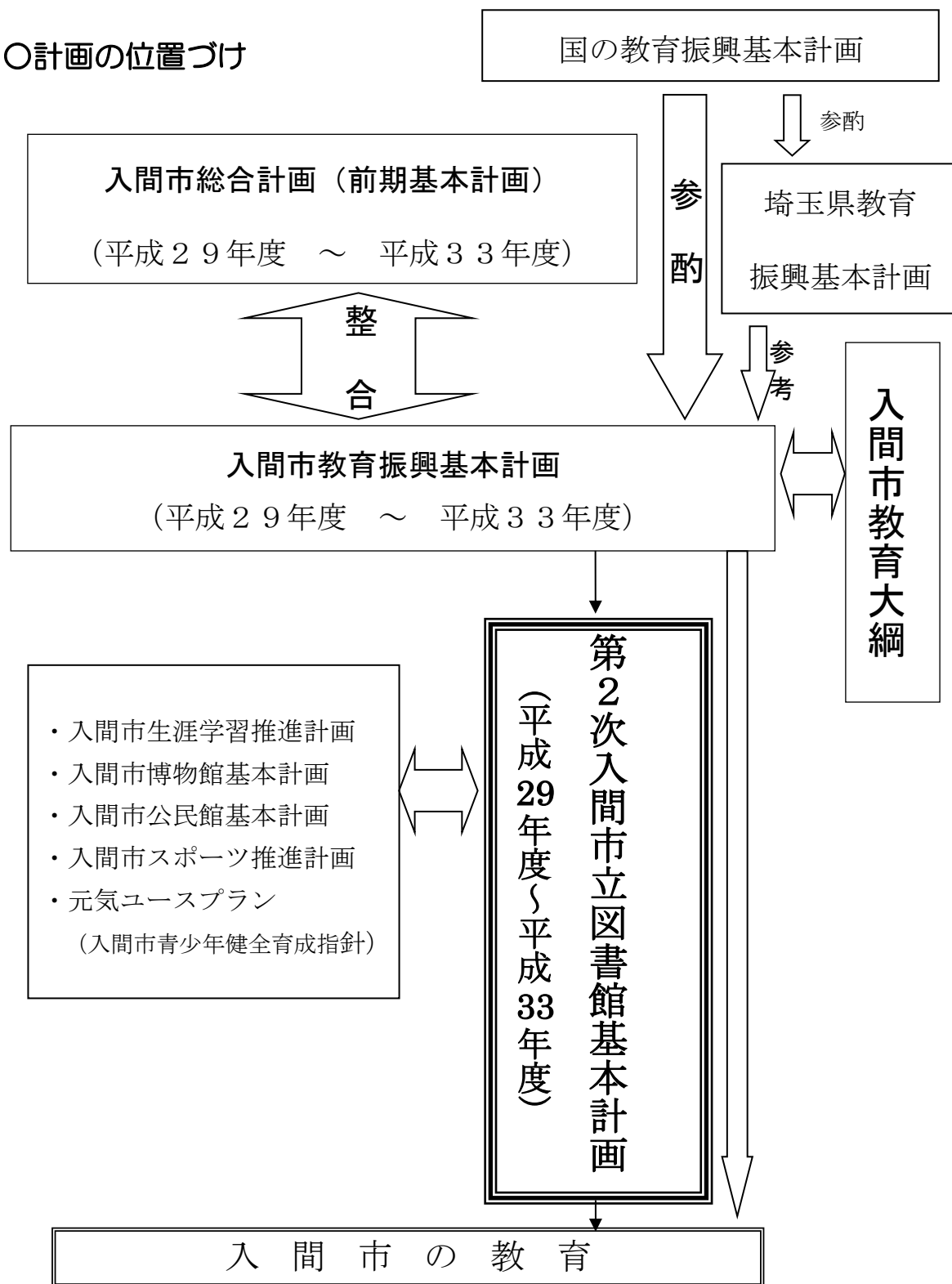
入間市における新たな行政運営の指針となる「第6次入間市総合計画」の策定および教育行政の指針となる「第2次入間市教育振興基本計画」の改訂に合わせ、入間市立図書館の目指すべき方向性を時代にあわせて見直ししながら、入間市立図書館運営の指針として策定します。

### <位置付け>

本計画は、「図書館法」：(昭和25年4月30日施行、最終改正平成23年12月14日)、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」：(平成13年文部科学省告示、全部改正平成24年12月19日)、「図書館の自由に関する宣言」：(昭和29年採択、昭和54年改訂)、「文字・活字文化振興法」：(平成17年7月29日施行)、などを前提として、第6次入間市総合計画(平成29年度～平成38年度)および第2次入間市教育振興基本計画(平成29年度～平成33年度)に基づき、策定するものです。計画期間は平成29年度から平成33年度までの5か年とします。

なお、本計画の位置づけ(図)は次項のとおりです。

## ○計画の位置づけ



※入間市教育大綱とは、市長が地域の実情に応じ、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。入間市の教育は、毎年作成します。

## 2 入間市立図書館の基本理念

『新たな英知の創造を！

ーくらしに役立ち学びを支える図書館づくりを目指してー』

## 3 入間市立図書館の任務

- (1) 図書館は、すべての市民の知る権利、学ぶ権利を守ります。
- (2) 図書館は、すべての市民に公平・平等なサービスを提供します。
- (3) 図書館は、市民のあらゆる生活に役立つ資料の収集・整理・保存・提供を行い、充実した生活都市の実現に寄与します。
- (4) 図書館は、郷土の歴史資料・行政資料の収集・整理・保存・提供を行い、入間市の歴史を未来に伝えていきます。
- (5) 図書館は、学校その他の教育機関と連携しながら、市民の生涯学習を支援してまちづくりの目標である「みんなでつくる住みやすさが実感できるまち いるま」の実現を図ります。
- (6) 図書館は、市民参加の運営を基本とします。

## 4 基本方針

- (1) 市民とともにある図書館運営を進めます。
  - ①常に市民の身近にある図書館づくりを進めます。
  - ②市民の声を直接反映できる機会を増やします。
  - ③図書館ボランティアの活動を支援していきます。
- (2) 図書館資料の充実に努めます。
  - ①市民の暮らしや学習に役立つ資料を計画的に収集・整理・保存・提供していきます。
  - ②市民のリクエストを大切にします。
  - ③郷土資料を積極的に収集し、郷土の歴史、文化づくりを進めます。
- (3) 図書館サービスの利用拡大を進めていきます。
  - ①様々な理由により来館が困難な方に対し、貸出、返却の機会を増やします。
  - ②図書館情報のきめ細かい提供に努めます。
  - ③各種事業を積極的に開催し、新たな利用者の拡大に努めます。
- (4) 図書館網の整備・充実に努めます。
  - ①全ての図書館施設を結ぶ、図書館情報システムの整備充実に努めます。
  - ②学校や公民館などと連携し、図書館サービス体制の充実に努めます。
  - ③埼玉県西部地域まちづくり協議会構成市（所沢・飯能・狭山・入間）図書館及び青梅市等近隣市図書館との相互利用の促進に努めます。
- (5) 市民の新しい要望に積極的に応えていきます。
  - ①市民の生活上の悩みや課題解決への情報提供や相談等の支援活動を進めます。
  - ②子どもや高齢者の居場所づくりを進めます。
- (6) 施設の整備・充実に公共施設マネジメントの再整備計画によって計画的に進めます。

## 5 第2次基本計画期間の課題（第1次基本計画の課題のうち実施できなかったもの、新たな課題他）

第1次基本計画期間の現状と期間終了時における今後の課題につきましては、以下のとおりです。

### (1) 開館時間および開館日数について

図書館運営に関しましては、本館、西武分館、および藤沢分館について、平日の午後8時まで開館時間を延長しました。これからは開館時間延長を実施していない金子分館や土曜日、日曜日及び休日の開館時間延長について市民要望の有無を把握しながら、その必要性についての検討も必要と考えています。

また、開館日の増加に向けて、館内整理日や蔵書点検のあり方についても検討が必要と思われまます。

### (2) 図書館ボランティアについて

市民参加の運営を目指し、図書館ボランティアの組織力を結束し、読み聞かせボランティアのみならず、図書館の運営にも参加していただける運営ボランティアの体制を作り上げる必要があります。

### (3) 本館と分館の連携・協力体制について

指定管理者が管理運営を行う分館3館についても本館の十分な監督によって差異のない効率的な運営が行われ、全体としての盤石な管理体制を確立し、年度評価においても市民から本館も分館も同じような高い評価を得られるように連携・協力体制を確立していかなければならないものと考えます。

### (4) 資料蔵書の充実について

図書館として最も重要視される資料蔵書の充実という点では、当市でも厳しい財政状況が続く中、本来収集すべき資料、例えば個人では購入できない高価な資料や貴重資料の購入は十分ではなく、一過性のベストセラー本の予約者にはかなり長い期間提供できないこともあります。

今後も、司書の見識によって、入間市立図書館ならではの資料蔵書の収集、提供に努めなければならないと考えています。そのためには、情報収集は勿論ですが、予算の拡充についても図らなければならないと考えます。

### (5) 滞在型図書館（注1）について

これからの図書館が目指すべき滞在型図書館の検討も課題として残っており、民間事業者によって運営される分館のあり方も参考にしながら、市民の「居場所」としてどのように整備すべきかを検討していきます。

### (6) 施設・設備の整備について

施設・設備の整備については、入間市としての施設再編の優先順位づけがまだできていないため、進んでいないのが現状です。今後は、入間市公共施設マネジメントに従って、整備を計画的に進めることが重要となり、施設等の再編についても、入間市全体の見地から検討することが必要で、その中での最善策を講じて、図書館運営の基本方針でもあります、公平・平等なサービスが可能な施設作りを進めます。

## 6 重点的な取り組み

### 社会教育環境の充実

#### (1) 図書館資料の充実

##### ①子ども向け資料の充実

- ・ティーンズ向けライトノベルズ（注2）など、利用者のニーズが高い資料を積極的に購入します。

##### ②入間市コレクション（注3）の充実

- ・入間市博物館と連携協力し、行政発行資料のみならず、入間市に関する講演会資料、民間出版物等も積極的に収集していきます。

##### ③市民ニーズに応える資料の充実

##### ④参考図書と司書資格職員の充実によるレファレンスサービス（注4）体制の整備

- ・市民が課題解決や調査、研究を進める際に必要な参考図書の収集に努めます。  
また、常時、市民からの相談を受けることができる体制作りを進めます。

##### ⑤多文化サービス（注5）の充実

- ・在住外国人に対して、図書館サービスを提供するとともに、地域での生活を支援する外国語資料の収集、提供に努めます。

#### (2) 魅力ある図書館づくりの推進

##### ①地域情報拠点施設としての充実

- ・各世代に向けた利用促進事業を開催していきます。

##### ②図書館の新たな役割としての居場所づくりの整備

##### ③市民ニーズと時代を捉えた図書館システムの更新と図書館網の整備

##### ④図書館来館困難者への公平・平等なサービス提供

- ・児童・高齢者・障害者など行動範囲が限られてしまう利用者を念頭において資料提供や予約等の図書館システムの改善を図ります。

##### ⑤広報活動の充実

- ・図書館資料の最新情報等をさまざまな方法により市民に早く、正確かつ迅速に伝えることができるように努めます。

### 家庭・地域の教育力の向上

#### (1) 子育て支援策の充実

- ・ブックスタート（注6）事業を中心とした子育て支援策の庁内連携を進めます。

#### (2) 学校や他の社会教育施設等と連携した読書活動の推進

- ・課題図書、推薦図書等の購入により、学校図書室を支援します。

#### (3) 市民団体や他の機関と連携した読書活動の推進

- ・朗読グループや読み聞かせボランティアの方々と連携を図り、読書活動の推進を図ります。



## 7 サービス計画

市民の学習や生活課題解決を支援し、および個人の調査・研究や趣味・教養・娯楽としての読書活動の推進を支援する役割を果たせるように、地域と時代の要請を受け、「いつでも、どこでも、だれでも」同じように享受できるサービスの提供に努めます。

### (1) 蔵書の充実

平成33年度末までに60万点の資料蔵書数まで増やしていきたいと考えます。

分野別資料蔵書数としては、今後も市民ニーズに応じて現代的課題に関する分野の蔵書の充実に努めます。

### (2) レファレンスサービス（注4）の充実

利用者が困ったとき、わからないことがあるときに、相談に応じられるようにカウンターに専用のコーナーを設け、レファレンス体制を整備します。

図書館システムによりレファレンスデータベースを構築し、情報の共有化に努め市民の知りたい情報をいつでも、だれにでも提供できるようにしていきます。

レファレンスサービスに十分な対応ができるように、参考資料の収集に努めます。

レファレンス対応のための職員研修を確立し、職員の資質向上に努力していきます。

### (3) 子ども読書推進策の充実（子ども読書推進計画策定に代えて）

入間市においては、「子ども読書推進計画」は策定されていませんが、子どもへの読書活動推進策は、各所・各施設で実践され成果を上げているところです。

図書館では、第2次入間市立図書館基本計画の中に、子ども読書推進策として実施すべきことを記載し、また、他の社会教育施設や学校等との連携・協力、推進体制の確立を図っていきたいと考えています。

よってここに、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第2条に示されています基本理念を再掲し、計画期間内の入間市立図書館における子どもの読書活動推進の基本方針を掲げて、以下の施策を実施していきます。

#### 子どもの読書活動の推進に関する法律

##### 【基本理念】第2条

『子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものであることに鑑み、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。』

##### 【入間市の基本方針】

入間市のすべての子どもたちが、成長段階においてふさわしい本と出会い、読書の喜びや楽しさを知り、積極的に読書に親しむことによって実り多い、豊かな生涯を送れるように育て、導くことを目指します。



### ①子ども向け資料の充実

乳幼児からティーンズ（中高生）まで年齢相応な資料の収集、提供に努めていきます。

学校の総合学習や調べ学習に関する資料は、特に力を入れて収集していきます。

郷土資料やお茶に関する資料については、購入のみでは必要数を揃えられないこともあります。社会教育施設として更なる充実を図る必要があります。

視聴覚資料については、ビデオテープからDVDへの更新がなかなか進んでいないのが現状です。しかしながら子育て世代にはビデオデッキを持っていない利用者のほうが多くなってきているので、子ども向けDVDは、一般向けDVD以上に早急に更新が必要であり、今後は計画的な購入を進めていきます。

### ②学校等との連携

子どもは大人に比べて移動できる範囲が限定的です。居住地の違いが読書活動による教育格差に繋がらないように努めていきます。そのために、移動図書館車や配本サービス等、さまざまな学校等との連携により公平・平等なサービスの提供を実施していきます。

図書館をより良く知っていただくために、3年生を対象とした「図書館施設見学」、2年生を対象とした「図書館利用教室」を市内小学校全校で実施していきます。

小中学生の総合的な学習の支援や中学生の社会体験チャレンジ事業の受け入れ、また特別支援学校の生徒や高校生の職場体験実習の受け入れを積極的に行い、図書館に対する興味関心を持ってもらうとともに、読書活動への関心を強めることにつなげます。

市内全校の小学生に、司書資格職員が選定した図書案内「あれこれブックガイド」を配布して、読書活動の推進に努めます。

図書館システムと学校図書館システムの連携について研究を進めていきます。

図書館ホームページに子どもたちの読書感想文などを掲載し、子どもたちの読書活動の実態を市民に知らせ、市民が子どもたちの読書活動推進の意義を認識できるようにします。

学校図書館司書教諭やボランティアとの協議を重ね、子どもたちが必要とする図書等の収集・提供に努めます。

### ③子どもの読書活動推進のための事業展開と環境の整備

子どもたちの読書活動推進と図書館利用促進のため、講演会を実施していきます。

子どもの読書意欲を刺激するものや保護者を対象にして子どもの読書活動の重要性を理解していただくような事業を展開していきます。

読書離れが深刻化する中学生、高校生を対象とした事業を開催し、図書館の役割や図書との関わりを考える機会を提供します。

(4) 障害者サービス（注7）

障害のある方が障害を理由に、利用が制限されることのないように努めます。特に、視覚に障害のある方に、無料郵便制度の周知徹底を図ることにより、当該利用者の積極的な利用促進につながるよう取り組みを進めます。

1年当たり4作品作成を目指して、デジタイズ図書（注8）の充実に努めます。

(5) 高齢者サービス

昨今大活字本へのニーズが高まっているため、現在市販されている大活字本はひとつお取り揃えていきます。

大活字本購入後は、引き続き各館で入れ替えを行って、入間市全域の高齢者に利用していただけるようにします。

また、高齢者向けの紙芝居（大人向け紙芝居）の購入も積極的に進めていきます。さらに、拡大読書機の充実に図るとともに、高齢者用の設備・備品を整備しつつ、来館困難者への対応策を検討していきます。

(6) 多文化サービス（注5）

現在ある外国語資料コーナーを充実させ、市民へのPRに努めます。

英語をはじめ、その他の外国語資料を、入間市在住外国人の国籍等を参考にして購入に努めます。また、日本の文化や生活の理解に役立つ資料を広く収集し、提供します。

多言語による図書館案内を作成し、館内掲示等にも外国語を表記します。

図書館ホームページに外国語での表示機能を追加し、在住外国人への広報を充実します。

(7) 利用促進事業

他部署と連携・協力し、共催事業を増やし、利用促進を図っていきます。

利用促進事業の市民への周知を徹底し、様々な方法でPR活動を充実し、参加者の増加に努めます。

(8) ボランティアの育成

入間市立図書館ボランティア会のボランティア活動場所を確保するとともに、個々のボランティアの資質向上のため研修を定期的に行います。

広く市民にボランティア活動の意味を伝え、読み聞かせだけでなく、配架、本の修理といったボランティアとしての図書館運営への参加を呼びかけるように広報していきます。

ボランティア養成講座を開催し、受講者に新規ボランティアとして参加できるようにします。

(9) 広報活動の充実

「広報いるま」への記事掲載や特集記事掲載により図書館の活動内容を市民に周知を図っていきます。

「図書館だより」を定期的に発行し、図書館事業や資料の紹介を行います。各種メディアを有効に活用し、事業や資料の紹介を行い利用促進につなげます。

各館に掲示物を掲出し、事業や資料についての広報を充実させていきます。

## 8 施設整備計画

### (1) 公共施設マネジメントにおける施設再整備計画

平成27年度に策定された「再整備計画」および「維持管理計画」において優先順位付けされた施設から再整備を進めていくことになります。

これまで、図書館では既存施設の公民館等を分室化して図書館網を確立していく計画を進めてきましたが、入間市全体の施設整備の方向性が決定されましたので、その計画のなかで、分室整備を見直し、図書館サービスの市全体でのあり方が決まるまでは、図書館サービスの根本原則でもありますように、公平・平等なサービスの提供の観点から、来館困難者等のため、現在の移動図書館車の巡回を当分の間継続していきます。

### (2) 管理部門との連携・協力

入間市立図書館本館は、産業文化センター内に設置され、金子分館、藤沢分館はそれぞれ公民館内に設置されています。

これまでもそれぞれの管理者と協議し、また連携・協力して管理運営を行うとともに、施設・設備の整備を行ってまいりました。今後も施設管理者と十分な協議を行い、快適な読書環境の整備に努めていきます。

## 9 運営計画

入間市立図書館の運営については、第1次基本計画策定後に実施した市民アンケート結果から、体制不備を理由に見送った分館の開館時間延長にも多くの市民要望があること、また、行財政改革の加速化により公共施設窓口業務の委託化の検討が進められたことにより、平成28年度から分館3館に指定管理者制度が導入されています。

従いまして、今後の図書館運営は、官と民が一体となって、目指すべき方向性に向かう効率的な運営が望まれております。

さらには、市民ボランティアを図書館ボランティアとして組織化し、その育成に努める必要があります。この図書館ボランティアは事業のみならず運営に関わる部分でも支援していただける体制づくりを進めなければなりません。

### (1) 分館指定管理運営の推進

平成28年度から開始されている分館3館の指定管理者による管理運営について、当初の導入目的である、民間のノウハウを生かした効率的な運営と本館と同様に開館時間延長が行われているかなどを、年2回の本館職員等によるモニタリングを実施し確認していきます。

図書館サービスが地域間格差を生じることなく公平・平等に、「どこでも、いつでも、だれでも」サービスを楽しむことができるように努めます。

### (2) 本館の機能強化

現在の本館を入間市立図書館の中央館機能を備えた図書館として、その機能強化に努めていきます。

中央館として、各種計画策定や各種計画の進捗状況を把握し、各年度の図書館評価とその公表に努め、市民から信頼されるよう透明性を高めていきます。

また、分館運営の監督的な立場を堅持するため、分館指定管理者との連携、協力体制或いはバックアップ体制を整備していきます。

### (3) 司書職員の充実

第1次図書館基本計画における司書職員の目標数については、本館は目標をクリアしておりますが、指定管理者となった分館については、若干目標値を下回っております。今後は、さらに司書職員の充実に努め、職員全体のレベルアップを図っていきます。

直営である本館については適切に司書資格職員を配置し、市民の新たな要望に的確に応えられる体制を整備します。

レファレンスデータベースの整備を司書資格職員が中心となって構築し、職員の情報共有に努めます。

### (4) 図書館システムの充実

時代と利用者の要請に見合う図書館システムを目指し、市民に今まで以上に操作しやすいものに更新していくために研究を重ねていきます。

図書館システムと図書資料の有効性を図るため、学校図書館システムとの連携について研究をすすめていきます。

### (5) 開館日、開館時間の拡大

近隣市でも最も多い開館日数を誇る入間市立図書館では、今後最適な開館日数を求め、市民ニーズを踏まえて開館日について研究していきます。

開館時間については、金子分館の開館時間延長の必要性や平日以外の開館時間延長の必要性について、市民ニーズを踏まえて検討していきます。

また、これまで1週間程度休館して、全館同時に実施してきた年1回の蔵書点検業務の実施方法や期間を見直し、開館日の増に向けた検討も行っていきます。



本館開館時間延長利用状況

(単位 人)

時間 年度	17時～18時	18時～19時	19時～20時	17時～20時
平成25年度	85	64	41	190
平成26年度	92	65	45	202
平成27年度	96	68	46	209
平成28年度	94	68	44	205
平成33年度	<b>150</b>	<b>100</b>	<b>75</b>	<b>325</b>

※平成25年4月から平成26年9月までは試行実施期間で平成26年10月から制度化し、本格実施開始。

平成28年4月から、指定管理制度導入に伴い西武分館、藤沢分館も制度化し、本格実施。

※平成33年度は、第2次基本計画目標値。

(6) ボランティアの参画

今までの各館で活動してきました、読み聞かせ等を主とする事業ボランティアの活動を尊重しつつ、統一した組織として設立した図書館ボランティアを育成していくため、各館において活動場所と活動の機会を提供し、事業のみならず配架、本の修理といった運営等についても、市民参加の図書館運営を進めてまいります。

また、各館でのボランティア活動や図書館全体でのボランティア活動を結びつけるボランティアコーディネーターの育成に努め、将来的にはボランティア活動の自立化に向け努めていきます。

さらには、新規ボランティアの加入促進のため養成講座を開催していきます。

(7) 危機管理体制

図書館は不特定多数の市民が来館される場所ですので、事件、事故のないように、日頃から職員が危機管理マニュアルの内容を十分理解するとともに、不測の事態を想定した訓練等を実施したり、研修会に参加するように努めます。

不測の事態が発生した際の緊急連絡網を活用し、速やかに関係機関等への連絡を行います。

特に、分館の指定管理者従事者との連携を密にし、情報の一元化と共有化に努めます。

(8) 個人情報とプライバシーの保護

図書館が取り扱う利用者情報については、市の規則に沿って全て公表しないことを原則とします。

万が一情報漏えい等の発覚があった場合についても各部署の責任者は緊急連絡網により速やかな措置を講じるよう努めます。

## 10 計画の実現に向けて

### (1) 費用対効果と財源の確保

図書館の効率的な運営と経費削減のため、分館に指定管理者制度を導入したことやより良い図書館システム構築を検討し、新たに導入を目指すことでさらに運営の効率化と省力化を図っていきます。

また、市の公共施設マネジメントにおける施設整備基本方針に沿って、図書館施設及び設備の改修を進め、市民の快適な読書環境を整備していきます。

こうした取り組みには多くの経費が必要になりますので、国、県の動向を注視し、交付金や補助金を活用して実施することも重要です。

更なる利用促進のための事業についても、分館への指定管理者のノウハウ注入により、今まで以上に費用対効果の高い事業やあまり予算を必要としなくても市民に親しまれる事業を展開してまいりたいと考えています。

### (2) 専門職員の充実と中央館機能の強化

多様化し、高度化する市民の要望に的確に応える体制づくりのため、本館に司書資格職員の充実を図り、知識と経験と情報の一元化に努めてまいります。

また、司書資格職員の数を充実させるために、司書資格講習受講の機会をつくり専門的な知識の習得に努めます。

加えて、国や県、又は図書館関係団体が開催する各種研修会には、一般職員も含めて積極的に参加できる体制を作っていきたいと考えています。

今後は、司書資格職員の情報交換等の必要から、近隣市等の広域での職員交流を行いながらレベルアップにも努めていきます。

### (3) 本館による指定管理運営のモニタリング

平成28年度から導入されている分館の指定管理者による運営については、本館職員等によるモニタリングを年2回行います。その中で、運営の効率化が図られているか、本館と同じサービスの提供が行われているか、民間のノウハウ注入による新たなサービス展開が進められているか、従事者の勤務体制の適正化などについて確認をし、改善点があれば指定管理者への指示をし、図書館全体として、市民満足度が高められるようにしていきます。

### (4) 社会教育施設としての評価とその公表

平成24年度改正の「公立図書館の望ましい基準」にあるように、平成25年度から、博物館及び公民館と協力して社会教育施設評価システムを構築し運営に関する評価を自らが行うとともに、図書館協議会による外部評価も実施したうえで、評価の内容を図書館公式ホームページにより市民に公表しています。

この評価システムにより、次年度以降の課題や改善点を抽出して、より高いレベルの図書館サービス提供を目指していきます。

## <注釈>

- 注1 滞在型図書館 — P4  
従来の本の貸出し返却を行うだけでなく、利用者が時間を気にすることなく長時間に渡り過ごすことのできる図書館のこと。  
各館ごとに特徴を持たせ、閲覧席を整備したり、利用者用のパソコンを多数準備するなど、利用者の更なる利便性を高め市民の憩いの場、交流の場と成り得るこれからの図書館の形である。
- 注2 ティーンズ向けライトノベルズ — P5  
中・高生向けに読みやすく書かれた娯楽小説。表紙や挿絵にアニメ調のイラストが多用されている。
- 注3 入間市コレクション — P5  
入間市が発行する行政資料及び入間市に関する講演資料、更には民間出版物まで含めた、入間市に関連するあらゆる分野の資料を収集したもの。
- 注4 レファレンスサービス (reference service) — P5、6  
何等かの情報を得たいという要求を持つ利用者に対して、図書館員が行う人的援助を指すもの。  
「質問回答サービス」(情報や文献を提供し、検索法の援助指導などを行う)と、「質問回答サービス」で利用する情報源を準備しておくサービス(辞書、事典、書誌、索引などを収集しレファレンスコレクションとして組織化する)の両方がある。
- 注5 多文化サービス — P5、8  
奉仕地域・対象者の文化的多様性を反映させた図書館サービスの総称である。  
その主たる対象としては、民族的、言語的、文化的少数者(マイノリティ住民)がまずあげられるが、同時にその地域の全ての住民が、相互に民族的、言語的、文化的相違を理解しあうための資料、情報の提供もその範囲に含む、奥行きと広がりをもつサービスを意味する。  
具体的には外国人市民に対する図書館サービスを指して言うことが多い。

- 注6 ブックスタート — P5  
イギリスから始まった活動で、地域に生まれた赤ちゃんが集まる0歳児検診を主な会場に、図書館員、保健師などが赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を介して心触れ合うひとときを持つきっかけをつくる。
- 注7 障害者サービス — P8  
図書館利用に何らかの障害のある人々へのサービスを指し、現在では図書館を利用する全ての人々を対象としており、具体的には視聴覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、知覚障害者、LD（学習障害者）などのほか、入院患者、施設入所者、受刑者、外国人、妊産婦など様々な市民向けのサービスの総称ととらえている。
- 注8 デイジー図書 — P8  
DAISY (digital accessible information system) は、視覚障害者のためのCD図書を作成するシステムであり、国際図書館連盟 (IFLA) で世界共通の国際的録音資料制作方式として採用されたもの。  
現在ではデイジーシステムで作られたCD図書をデイジー図書と呼ぶことが多い。



1.1 5か年の目標値

番号	項目名	平成28年度末現状値	平成33年度末目標値
1	資料蔵書数	564,743点	600,000点
	児童書数	(171,422点)	(180,000点)
	DVD所蔵数	(872点)	(1,300点)
	大活字本所蔵数	(3,656点)	(4,000点)
	外国語資料数	(1,677点)	(2,000点)
	参考図書所蔵数	(18,148点)	(19,000点)
2	司書職員数 (本館のみ)	11人	15人
3	資料貸出点数	897,367点	1,000,000点
4	資料貸出者数	278,313人	310,000人
5	予約点数	118,345点	130,000点
6	累計登録者数	94,842人	110,000人
7	入館者数	698,374人	710,000人
8	開館日数	295日	298日
9	夜間開館利用者数 (1日平均)	410人	450人



第2次入間市立図書館基本計画

発行日 平成29年4月1日

発行 入間市立図書館

〒358-0001 入間市向陽台一丁目1番地7

電話 04-2964-2415

本書は再生紙を使用して作製しています。